

大阪市防災・減災条例の概要

◆条例の趣旨

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対して、本市による対策だけでは限界がある。大阪市地域防災計画の実効性を高め、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自助・共助・公助の考え方に基づき、本市・市民・事業者の主体的な取組みと相互に連携協力を図ることを基本理念とし、本市の防災・減災対策を推進する。

◆条例の特色

本市・市民・事業者の責務と役割の明確化と相互の連携協力

大規模災害への防災・減災に向け、本市・市民・事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する

自主防災組織の確立による地域防災力の向上

自主防災組織の確立など、地域における自助・共助の推進により、地域防災力の向上を図る

大阪市の地域特性を踏まえた災害リスクへの対応

本市特有の自然条件や社会条件の地域特性を踏まえた災害リスクに対応する

ダイバーシティ推進の観点から多様な主体による参加・参画促進

女性や高齢者、障がい者などの多様な主体の参加・参画を促進し、防災・減災対策の充実を図る

大阪市
【公助】本市が市民等及び事業者の安全を確保する

- 市地域防災計画・区地域防災計画の作成及び実施状況の公表【§ 5-1・2】
- 自主防災活動への支援【§ 12】
- 業務継続計画(BCP)の作成【§ 6】

市民
【自助】市民が自らのことは自らが守る

- 施設等の安全性の確保、防災知識の習得【§ 8-1】
- 防災訓練等への参加【§ 8-1】
- 自主防災組織の結成【§ 8-1】
- 本市の実施する防災・減災対策への協力【§ 8-3】

事業者
【自助】事業者が自らのことは自らが守る

- 施設等の安全性の確保、防災資機材の整備【§ 9-1】
- 防災訓練等への参加【§ 9-1】
- 防災・減災及び事業継続計画の作成【§ 9-2】
- 本市の実施する防災・減災対策への協力【§ 9-3】

自主防災組織
【共助】市民及び事業者が地域において互いに助け合う

- 地区防災計画の作成、自主防災活動の推進【§ 8-2】
- 本市の実施する防災・減災対策への協力【§ 8-3】

地域における自助・共助の推進

- 自主防災組織の結成(再掲)【§ 8-1】
- 地区防災計画の作成、自主防災活動の推進(再掲)【§ 8-2】
- 本市の実施する防災・減災対策への協力(再掲)【§ 8-3・§ 9-3】
- 自主防災活動への支援(再掲)【§ 12】
- 毎年1回以上の防災訓練の実施【§ 15-2】
- 避難場所、避難経路等の確認及び情報収集【§ 19-5】
- 地域特性に応じた津波等による浸水からの避難場所の確保(津波避難ビルなど)【§ 20-1】
- 避難所運営への協力【§ 21-3】
- 避難行動要支援者の避難支援に関する計画の作成【§ 22-4】

海と川に囲まれた地形・海拔ゼロメートル地帯

- 豪雨による浸水被害の防止・軽減対策【§ 18-1・2】
- 津波等による浸水からの避難対策(津波避難ビルなど)(一部再掲)【§ 20-1・2・3】

地下街等の発達

- 津波等による浸水からの避難確保計画の作成及び実施【§ 20-4】

地震の揺れによる液状化等

- 本市施設の耐震対策【§ 16-1】
- 市民、事業者による建築物の耐震化の促進【§ 16-2】

中高層建築物

- エレベーターの耐震化等【§ 16-4】

老朽住宅密集市街地

- 市民、事業者による建築物の耐震化の促進(再掲)【§ 16-2】
- 建築物の不燃化など市街地の防災構造の改善【§ 16-3】

昼間人口の流入

- 帰宅困難者への支援や対策推進団体の結成など帰宅困難者対策の実施【§ 25】

本市の基本的責務

- 女性や高齢者、障がい者など多様な主体の参画の促進【§ 4-3】
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した防災・減災対策の実施【§ 4-4】